H.30.6.22 基発

政令等の改正について

政令は、**平成31年２月１日**から施行する。

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019（平成31）年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の５等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定

② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → ５ページ参照

2019（平成31）年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正		★公布			★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正		★公布			★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間		使用可能（2022(平成34)年1月1日まで）															✕
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日)												
								★適用日②(8月1日)									
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売		製造可能			製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間		製造・販売可能															✕
					販売可能												
特別教育規程の改正		★告示			★適用日(2月1日)												

(A)　法1

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1．安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○	**胴ベルト型（一本つり）**
②	胴ベルト型（U字つり）	✕	×
③	ハーネス型（一本つり）	○	**ハーネス型（一本つり）**

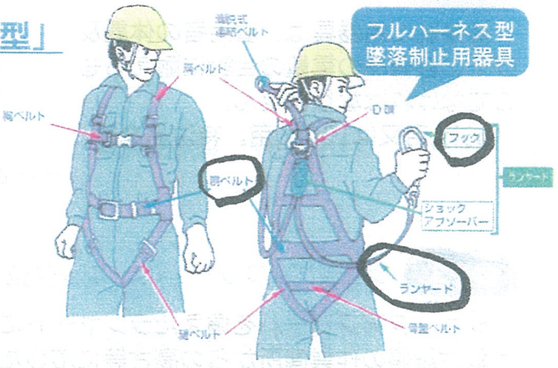
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3．「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注4)の改正）

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。
「特に危険性の高い業務」とは、**高さが２m以上**の箇所において、**作業床を設けることが困難**な場合で、**フルハーネス型を使用して行う作業**（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令　(注2)労働安全衛生規則　(注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン　(注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について　Ｐ２～
ガイドラインについて　Ｐ４～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.6

要求性能墜落制止用器具の選定

● 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

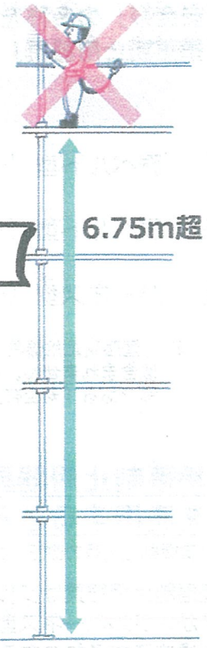
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

２m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

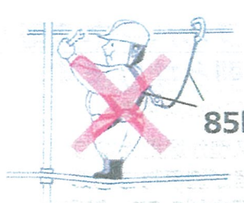
※ 一般的な建設作業の場合は**５m以上**、柱上作業等の場合は**２m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。** U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）

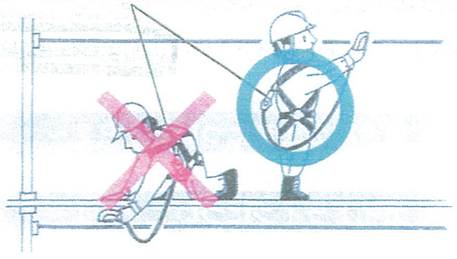


要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。）

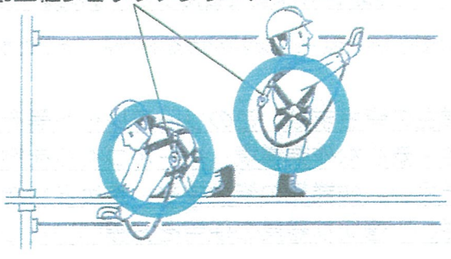
フックが腰より高い位置

第一種ショックアブソーバ



フックが腰より低い位置

第二種ショックアブソーバ



Ⓑ

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。

② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。

③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日（2019(平成31)年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

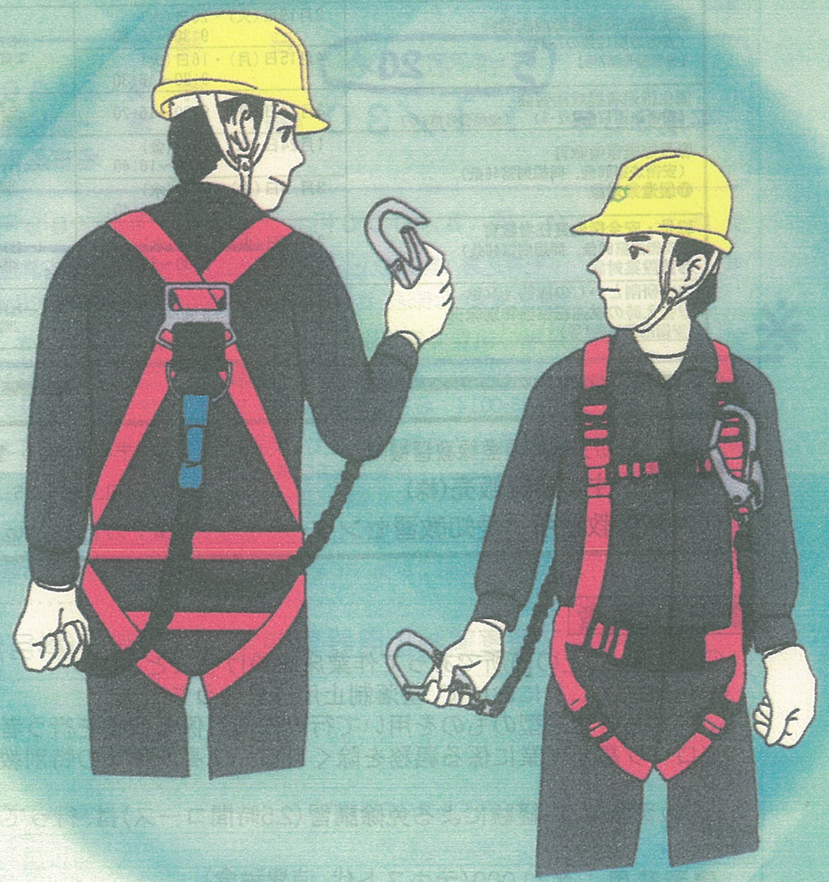
特別教育の内容

学科科目	範囲	時間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	**範囲**	**時間**
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

◎ 自分の意志で 自分を守る 安全行動。安全人間!!

墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育用テキスト

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育



建設業労働災害防止協会（JCOSHA）

法３

（注）開始時刻の 10 分前には入場してください。遅刻者は受講できません。

受講番号 007　生年月日 S19/03/31　辻　宏夫 殿

第　2 回 フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

受　講　券

開催日 平成３０年１１月１日 １１，５００円 （テキスト・消費税等含む）

開始時刻： 9 時 00 分　愛知建設業会館 ２階

会　場：愛知建設業会館 名古屋市中区栄三丁目 28 番 21 号

（地下鉄名城線「矢場町」駅下車 4 番出口より徒歩 2 分）

（主催）建設業労働災害防止協会愛知県支部 TEL 052-242-4441

出欠	第1日		第2日	＊	※鉛筆、消しゴムを持参してください

＊この講習は、受講終了後に修了証を即日交付いたします。

フルハーネス型安全帯を必ず持参してください。（受講者同士の貸し借りは不可）
持参されない場合は受講ができません。（当日の貸し出しはありません）

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

修　了　証

第　00067　号

氏　名　辻　宏夫

昭和19年 3月31日生

現住所	愛知県
交付年月日	平成30年11月 1日

建設業労働災害防止協会愛知県支部

フルハーネス型『 墜落制止用器具 』

学科　安全特別教育のご案内

主催

担当者（　　）ケイタイ（　　）

日　時　　年　　月　　日　　時 ～ 　　時

場　所

受講料　　￥8，000（消費税．テキスト 修了証 含む）

振込先

修了証　　受講後 15日以内にお届け致します

事業主の確認

- □ 受付時に本人確認（免許証）をします。
- □ 外国籍の人は就労ビザのコピーを添付して下さい。
- A □ 足場作業．安全特別教育 修了証
- B □ 職長・安全衛生責任者 修了証
- C □ 豊田マネジメント「 高所．感電 」修了証

申込書

年　　月　　日

フリガナ 名前	生年月日	会社名	TEL	業種	修了証 経験年数
	S．H				A B C 年
	S．H				A B C 年
	S．H				A B C 年
	S．H				A B C 年
	S．H				A B C 年

※ ハーネス型の実技教育指導は 事業主の責任で行います（ 安．衛．法 59条 ）

T-547

(社)名古屋南労働基準協会

法4

2．研修会、国家試験勉強会、その他

※受講料等にはテキスト代・消費税を含みます。

講習会名	日時	会場	定員	受講料等 会員	受講料等 非会員
(社)名古屋南労働基準協会 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育（安衛則第36条41号） New	1月21日(月) 9:10～16:40 1月30日(水) 9:10～16:40 1月31日(木) 9:10～16:40 2月 7日(木) 9:10～16:40 3月 7日(木) 9:10～16:40	名古屋市工業研究所	50名	9,500円	11,500円
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 科目免除5時間コース（安衛則第36条41号）	2月21日(木) 9:30～15:50	名古屋市工業研究所	50名	8,000円	9,700円
丸のこ等取扱作業従事者教育（平成22年7月14日付け基安発0714第1号）	2月22日(金) 10:00～15:20	名古屋市工業研究所	50名	7,200円	8,200円

3．安全衛生法定教育

※会費にはテキスト代・消費税を含みます。

講習会名	日時	会場	定員	受講料 会員	受講料 非会員
安全管理者選任時研修会（安衛法附則第1条）	1月17日(木) 9:00～16:30 1月18日(金) 9:00～12:30 3月13日(水) 9:00～16:30 3月14日(木) 9:00～12:30	(一社)名南協会2階教室	32名	17,500円	19,500円
安全衛生推進者養成講習会（安衛法第12条の2・3）〔登録番号第2号〕	2月19日(火)・20日(水) 9:30～16:30 4月15日(月)・16日(火) 9:30～16:30	名古屋市工業研究所	80名	14,580円	
衛生推進者養成講習会（安衛法第12条の2・3） 〔登録番号第3号〕	3月 4日(月) 9:30～16:20	名古屋市工業研究所	60名	9,396円	
職長等監督者教育（安衛法第60条、同規則第40条）●製造業対象	1月24日(木)・25日(金) 9:30～16:40 3月 5日(火)・ 6日(水) 9:30～16:40	(一社)名南協会2階教室	20名	14,400円	18,500円
職長・安全衛生責任者教育（安衛法第60条、同規則第40条）●建設業対象	2月 5日(火)・ 6日(水) 9:00～17:00	(一社)名南協会2階教室	20名	15,200円	19,500円
自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転業務特別教育（安衛則第36条1号）	1月21日(月) 9:30～16:30	(一社)名南協会2階教室	32名	9,300円	11,300円

愛知労働局長登録教習機関
住友建機販売(株)
住友建機教習所　愛知教習センター
〒448-0002　愛知県刈谷市一里山町深田1-1
TEL0566-35-1311　FAX0566-35-1300
ホームページアドレス　http：//aichi.sumitomokenki.co.jp

●受講対象者

○高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者
※ロープ高所作業に係る義務を除く（「ロープ高所作業の特別教育」が別途あるため）

当教習所では、経験による免除講習（2.5時間コース）は、行っておりません。

講習費用：￥11,000（テキスト代、消費税含）
講習期間：1日
講 習 日：平成31年　3月　22日(金)
平成31年　4月　4日(木)・12日(金)・19日(金)
平成31年　5月　13日(月)・29日(水)
平成31年　6月　10日(月)・20日(木)・28日(金)
平成31年　7月　5日(金)・19日(金)・31日(水)

フルハーネス型『 墜落制止用器具 』作業の安全特別教育

1. 受講対象者　　建設業29業種の作業者

2. 特別教育の実施は　事業主の義務です
   ※ 安全衛生法 59条 . 安全衛生規則 36条 . 規定24条 .

3. 学科4科目（ 4時間30分 ） 実技1科目（ 1時間30分 ）

4. 受講時間の短縮できる条件

   ㋑ 4時間30分 省略できる人
   6ヶ月以上 フルハーネスを使用 . 経験してる人

   ㋺ 1時間省略できる人
   足場の安全特別教育（ 3H ～ 6H ）受講した人
   胴ベルト安全帯を使用経験している人

△ ※ 着 用 ⟹ 安全帯を腰に着けている状態
○ ※ 使 用 ⟹ 安全帯を正しく使用している状態

5. 安全特別教育の目的

   ㋑ 墜落死亡事故をゼロにする
   ㋺ 自分の意志で 自分の安全を守る（ 着用から使用者 ）
   ㋩ 法令順守 . 有資格者が作業する建設現場

健康が第一 . 安全が第一 . ご安全に

㈱辻安全サービスセンター

法 5

正しい知識と効果的な対応

㈱ 辻安全サービスセンター

1. 今使用している「 安全帯 」は 2021年12月31日迄 使用可。
   新規格品の胴ベルト型。フルハーネス型は 各メーカー共
   2019年2月から 販売開始。

2. 法律の施行は 2019年2月1日から施行。
   猶予期間は 2021年12月末日迄。

3. 安全特別教育は 2019年2月1日から開始。
   大手建設会社の安全協力会では 2018年10月から 研修会スタート。

4. 安全帯の名称が 2022年1月から「 墜落制止器具 」に変わります。

5. ISO（ 国際標準化機構 ）に適応する 規格に統一。

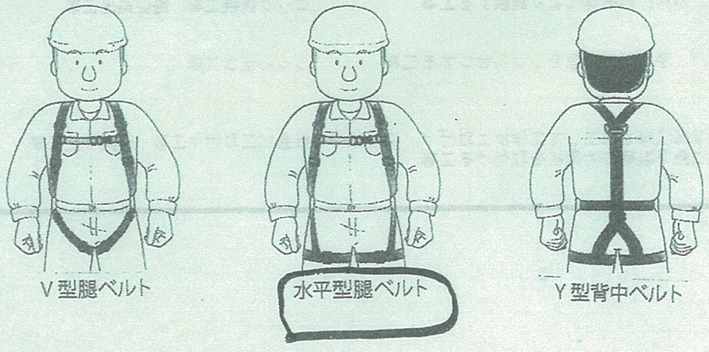
6. 新規格「 胴ベルト型 . 墜落制止器具 」（ 今使われている安全帯です ）
   墜落時に身体への衝撃値が 今の800 kg から、400 kg 以内の安全性の向上

7. 新規格「 フルハーネス型 . 墜落制止器具 」
   一種規格品　落下時の衝撃性が 400 kg以内の安全性
   二種規格品　落下時の衝撃性が 600 kg以内の安全性

8. フルハーネス型のサイズ種類は S. M. L. LL. フリーサイズ . 特注品
   トップメーカー 谷沢製作所の フリーサイズが好評です。

9. フルハーネス型の種類

   V型　腿ベルト　欧米型 ISO標準
   水平型　腿ベルト　日本型 立ったり すわったりが多い作業者用
   背中 Y型　工具ベルトの連結スペースが広い



建設業法 29業種

建設工事の業種区分

建設工事の種類（建設業法別表）	建設業の業種（建設業法別表）	建設工事の内容 昭和47年3月6日建設省告示第350号 最終改正平成26年12月25日国土交通省告示第1199号	建設工事の例示 平成13年国土建第97号 建設業許可事務ガイドライン 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又はは り付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とき出し工事、洗い出し工事
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないし準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ※1 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ③土工事、掘削工事、機切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6 石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート砂、砂利、砕石等により鋪装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

法6

建設工事の種類（建設業法別表）	建設業の業種（建設業法別表）	建設工事の内容 昭和47年3月6日建設省告示第350号 最終改正平成26年12月25日 国土交通省告示第1199号	建設工事の例示 平成13年国土建第97号 建設業許可事務ガイドライン 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号
16 ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17 塗装工事	塗装工事業	塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19 内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、実験機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設備工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21 熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22 電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
23 造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24 さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25 建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26 水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27 消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消化設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28 清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29 解体工事 ※1	解体工事業 ※2	工作物の解体を行う工事 ※2	工作物解体工事 ※2

※1 「工作物の解体」及び「工作物解体工事」の削除は、平成28年6月までに適用。
※2 解体工事業については、平成28年6月までに適用。

（注）２９の建設工事（※２）の種類のうち、土木一式工事及び建築一式工事の２つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の２７の専門工事（※２）とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネージメントとする事業者向けの許可です。

※「雑役」「手元」は業種名ではありません。
ざつえき　てもと
正しい業種名を記入、表現しましょう。

㈱辻安全サービスセンター

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。

② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。

③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範　囲	時　間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範　囲	時　間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

) 自分の意志で 自分を守る 安全行動. 安全人間.!

フルハーネス型『 墜落制止用器具 』作業の安全特別教育

1. 受講対象者　　建設業29業種の作業者

2. 特別教育の実施は 事業主の義務です
   ※ 安全衛生法 59条． 安全衛生規則 36条． 規定24条．

3. 学科4科目（4時間30分） 実技1科目（1時間30分）

4. 受講時間の短縮できる条件

   ㋑ 4時間30分 省略できる人
   6ヶ月以上 フルハーネスを使用． 経験してる人

   ㋺ 1時間省略できる人
   足場の安全特別教育（3H ～ 6H）受講した人
   胴ベルト安全帯を使用経験している人

   ※ 着 用 ⟹ 安全帯を腰に着けている状態
   ※ 使 用 ⟹ 安全帯を正しく使用している状態

5. 安全特別教育の目的

   ㋑ 墜落死亡事故をゼロにする
   ㋺ 自分の意志で 自分の安全を守る（着用から使用者）
   ㋩ 法令順守． 有資格者が作業する建設現場

健康が第一．安全が第一．ご安全に

㈱辻安全サービスセンター

T-546

建設現場の現実!!

現場で落ちた人の調査結果

※ T建設会社が作業員 10，000人に聞きました。

スーパーゼネコン

落ちた人	1，180人
どうなったか？	
174人	安全帯で助かった。
409人	ぶらさがって助かった。
371人	ネットで助かった。
226人	落ちてケガをした

安全帯の未着用．未使用．使用者の状況

	着用者	○ 使用者	× 未使用者	×× 未着用者
大手ゼネコン	100%	60%	40%	0%
サブコン	60%	30%	30%	40%
地場コン	50%	10%	90%	50%
中・小 建設会社	40%	5%	95%	60%
工務店	%	%	%	%

※ このデータは ㈱辻安全サービスセンターが作成
安全パトロール．安全協議会等で 収集した状況の目安です。

◎プロは安全帯を正しく使用する「意味と価値」を知っている。
×素人は正しい教育を受けていない。

みんなでつくろう 安心・安全・信頼職場
職場に人の和、無災害の輪 みんなでやろうほめ探し

職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
法定特別教育、リスクアセスメント実習、メンタルトレーニング

ご安全に

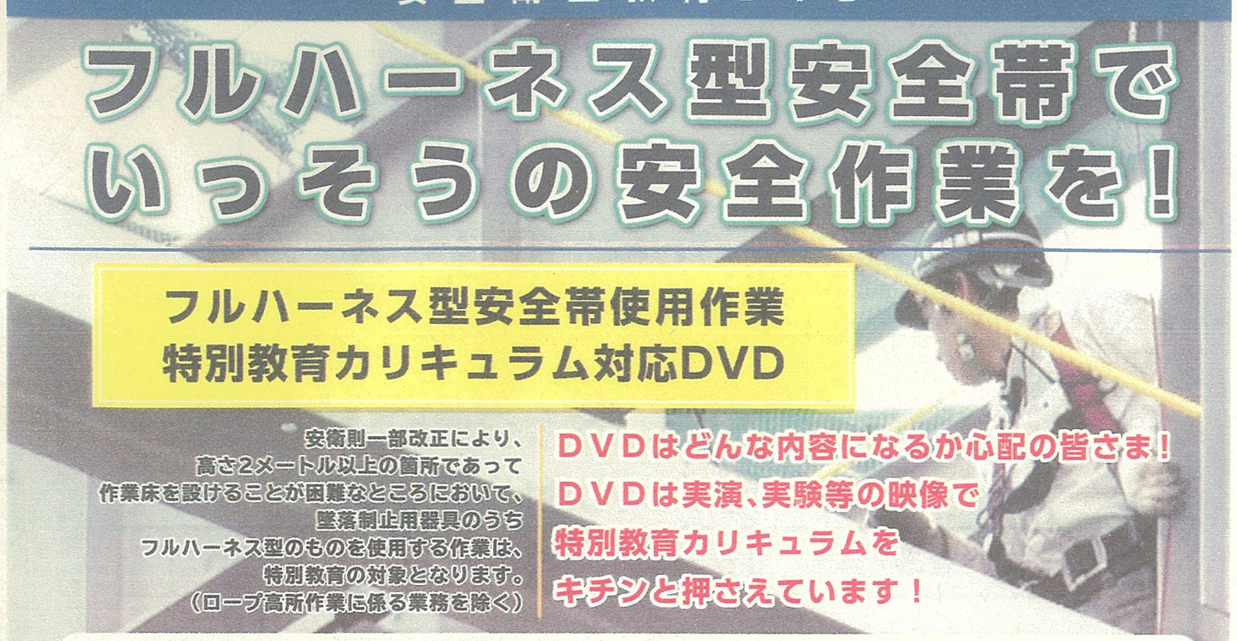
安全協議会の設立・計画・運営の指導
社員研修・安全教育・安全大会の指導

㈱辻安全サービスセンター

代表取締役 辻 太朗
所長 辻 宏夫
〒490-1402
愛知県弥富市五斗山 2—8—1
TEL 0567—52—3755
FAX 0567—52—3757
E-mail : t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

安全衛生教育DVD

フルハーネス型安全帯で いっそうの安全作業を！



フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育カリキュラム対応DVD

安衛則一部改正により、
高さ2メートル以上の箇所であって
作業床を設けることが困難なところにおいて、
墜落制止用器具のうち
フルハーネス型のものを使用する作業は、
特別教育の対象となります。
（ロープ高所作業に係る業務を除く）

DVDはどんな内容になるか心配の皆さま！
DVDは実演、実験等の映像で
特別教育カリキュラムを
キチンと押さえています！

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育カリキュラム

	科目	範囲	DVD収録内容
学科教育	作業に関する知識	・作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ・作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ・作業の方法	
学科教育	墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	・墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ・墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ・墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ・墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ・墜落制止用器具の関連器具の使用方法	●
学科教育	労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・落下物による危険防止のための措置 ・感電防止のための措置 ・保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ・事故発生時の措置 ・その他作業に伴う災害及びその防止方法	●
学科教育	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	
実技教育	墜落制止用器具の使用方法等	・墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ・墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ・墜落による労働災害防止のための措置 ・墜落制止用器具の点検及び整備の方法	●





足掛け補助具による延命措置



PV 581 | 時間 DVD 約25分 | 価格 48,000円（消費税別・送料込） | 制作・著作・総発売元：株式会社プラネックス | 視聴対象者 協力会社 職長 作業員

プラネックス 安全
Webサイトに弊社教材のサンプル映像がございます。
http://www.planex00.com/

Planex http://www.planex00.com/
株式会社 プラネックス
※お申し込みは別紙専用申込書にてお願いいたします。
〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-14-7 錦糸町サンライズビル5F
TEL 03-5638-3122 FAX 03-5638-3130

安全に
ご安全に

予告版

タニザワ
フルハーネスカタログ

このカタログは予告版です。2019年2月発売までに
仕様変更する場合があります。

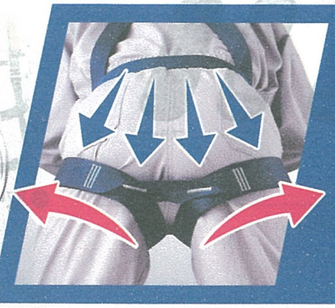
タニザワの新しい フルハーネスシリーズ！

3つの新機能で高いパフォーマンスを実現



フリーショルダー機能

肩ベルトが身体の動きに追随してスライド。作業時のスムーズな動作を可能にし、快適な着心地になりました。



ヒップサポート機能

墜落阻止時にヒップサポーターが張ることで腿ベルトが上にずれにくくなり、内腿への圧迫を軽減します。



工具袋の取付スペース拡大

背中ベルトの形状がY型タイプはもちろん、X型にも充分な取付スペースを確保。背中ベルトと胴ベルトの交差部を接続していないので、工具袋をたくさん付けることができます。

谷沢製作所

Human Potential Movement
安全協議会のプランニングから目標達成まで
安全用品・保護具・標識・防火機材の開発
株式会社 辻安全サービスセンター
〒490−1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL(0567)52-3755 FAX(0567)52-3757



ST#571A 匠(たくみ)Ⅱ

自然な装着感のスタンダードモデル

背中形状 X型 / 腿形状 フラット型 / 腿バックル ワンタッチ

専用ランヤードと組合わせて使用します。
詳しくは、裏表紙をご覧ください。

ベルト色
ハーネスブルー ハーネスグレー ハーネスブラック

サイズ
フリーサイズ

■ST#571A 匠Ⅱ 仕様

品番	胴ベルトの種類
ST#571A-SK	軽量バックル(SK)
ST#571A-OT	ワンタッチバックル(OT)
ST#571A-N	胴ベルトなし(N)



ST#573A 誉(ほまれ)Ⅱ

背中形状Y型のスタンダードモデル

背中形状 Y型 / 腿形状 フラット型 / 腿バックル ワンタッチ

専用ランヤードと組合わせて使用します。
詳しくは、裏表紙をご覧ください。

ベルト色
ハーネスブルー ハーネスグレー ハーネスブラック

サイズ
フリーサイズ

■ST#573A 誉Ⅱ 仕様

品番	胴ベルトの種類
ST#573A-SK	軽量バックル(SK)
ST#573A-OT	ワンタッチバックル(OT)
ST#573A-N	胴ベルトなし(N)



ST#572A 無双(むそう)Ⅱ

身体に自然にフィットする

背中形状 X型 / 腿形状 V型 / 腿バックル ワンタッチ

専用ランヤードと組合わせて使用します。
詳しくは、裏表紙をご覧ください。

ベルト色
ハーネスブルー ハーネスグレー ハーネスブラック

サイズ
フリーサイズ

■ST#572A 無双Ⅱ 仕様

品番	胴ベルトの種類
ST#572A-SK	軽量バックル(SK)
ST#572A-OT	ワンタッチバックル(OT)
ST#572A-N	胴ベルトなし(N)



ST#575A 凛(りん)

女性のためのフルハーネス

背中形状 Y型 / 腿形状 フラット型 / 腿バックル ワンタッチ

専用ランヤードと組合わせて使用します。
詳しくは、裏表紙をご覧ください。

ベルト色
ハーネスブルー ハーネスブラック

サイズ
Sサイズ、標準サイズ

■ST#575A 凛 仕様

品番	胴ベルトの種類
ST#575A-OTⅡ	ワンタッチバックル(OTⅡ)
ST#575A-N	胴ベルトなし(N)



激しい動きでも緩みにくい プロが認めた確かな性能。

ST#574Aは動きの激しい作業でも緩みにくく、さらに耐久性に優れた金属製の胴ベルトアタッチメントを採用、まさにプロ仕様のフルハーネスです。また、ST#574ADは肩パッドと腰パッドを標準装備し、重量物を運んだり、重い工具をつけた時の身体への負担を軽減します。

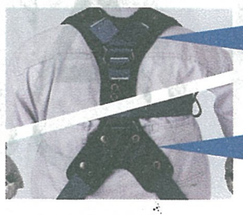
1.背中ベルトアジャスター付き

背中ベルトの長さを調整できるアジャスター付きです。他の部位のベルトと連動せずに変更可能。着用者の身体の大きさに合わせてぴったりフィットさせることができます。



2.肩パッド、腰パッド付き

肩パッド・腰パッドはソフトなあたりで装着感が向上。パッドの裏面にはすべり止め加工を施し、ハードな動きでもずれにくく快適な着心地です。また、肩パッドによりベルトが捻じれにくくなり、装着しやすくなります。





ST#574AD 輝(かがやき)Ⅱ

肩パッド・腰パッド付きのハードユーザー向けモデル

背中形状 Y型 / 腿形状 フラット型 / 腿バックル ワンタッチ

専用ランヤードと組合わせて使用します。
詳しくは、裏表紙をご覧ください。

ベルト色
ハーネスブルー　ハーネスグレー　ハーネスブラック

サイズ
フリーサイズ

■ST#574AD 輝Ⅱ 仕様

品　番	胴ベルトの種類
ST#574AD-SK	軽量バックル(SK)
ST#574AD-OT	ワンタッチバックル(OT)
ST#574AD-N	胴ベルトなし(N)

※肩パッド・腰パッドなしのST#574Aもあります。

ランヤード

TYPE1	ランヤード1本(1丁掛け)	ランヤード2本(2丁掛け)
帯ロープ式ランヤード	ST#5701-SG	ST#5701-2SG
巻取式ランヤード	ST#5701-SQG	–
ショックアブソーバ付伸縮ランヤード	ST#5701-TRG	ST#5701-2TRG

TYPE2	ランヤード1本(1丁掛け)	ランヤード2本(2丁掛け)
帯ロープ式ランヤード	ST#5702-SG	ST#5702-2SG
ショックアブソーバ付伸縮ランヤード	ST#5702-TRG	ST#5702-2TRG

関連用品

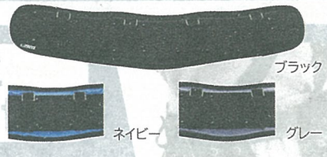
肩パッド　ST#581

●フルハーネス着用時の肩への負担軽減とベルトの擦り切れ防止に。
●面ファスナーで簡単に取付け。
●カラー：ブルー、グレー、ブラック




サポートベルト　ST#589Ⅱ

●高いクッション性で腰への負担を軽減。
●面ファスナーで簡単に取付け。
●カラー：ネイビー、グレー、ブラック

フルハーネス用反射帯　ST#582 PAT.

●面ファスナーでベルトに巻きつけるだけで反射チョッキの代わりに。
●身体に合った長さにカットでき、余った部分もお好みの場所に取付け可能。
●カラー：レモンイエロー、シルバー
特注色（ブルー、レッド、オレンジ、グリーン、パープル等、全10色）




レモンイエロー
ST#582-Y

シルバー
ST#582-W

●取り付けカンタン



フルハーネスベルトに巻きつけ、面ファスナーでとめるだけで反射チョッキの代わりになります。裏面はすべり止め加工つきで、ズレにくくなっています。

●ムダなく使えます



点線のカットラインで切って、身体に合った長さに調整することができます。余った部分も短いパーツとして活用できます。お好みの場所に取り付けてご使用ください。

産業安全衛生保護具製造販売
株式会社 谷沢製作所
〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1 キンシビル
TEL.03(3552)5581 FAX.03(3552)5576
■メールでのお問い合わせ
eigyo@tanizawa.co.jp
■タニザワホームページ
http://www.tanizawa.co.jp/

■営業品目：保護帽・安全帯・風管・携帯無線機エコーメイト・安全ネット・仮設用品・送風機・耐熱素材カイノール・スクリーン・ハンドフリー拡声器・安全灯・作業環境測定器・マスク・呼吸器・眼と耳の保護具・衣服と手と足の保護具・タンカ・標識・道路工事機材・その他安全保護具全般
■営業所：札幌・苫小牧・盛岡・仙台・郡山・東京・さいたま・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・高松・倉敷・広島・北九州・福岡

代理店（最寄り営業所）
(株)辻安全サービスセンター
所長　辻　宏夫
〒490-1402　愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL(0567)52-3755・FAX(0567)52-3757
携帯電話090-3256-2178
E-mail:t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

※印刷上、実際の商品の色とは異なる場合があります。

H30. 11　10M　HD ②

フルハーネス型『 墜落制止用器具 』

学科 安全特別教育のご案内 （ 安全衛生規則36条 ）

主催

担当者（　　）ｹｲﾀｲ（　　）

日 時　　年　　月　　日　　時 ～　　時

場 所　　TEL（　　）

受講料　　（ 安全衛生協議会より 補助 ￥　　）

￥　　（ 消費税. テキスト 修了証 含む ）

振込先

修了証　　受講後 15日以内にお届け致します

事業主の確認

- □ 受付時に本人確認（免許証）をします。
- □ 外国籍の人は就労ビザのコピーを添付して下さい。
- A □ 足場作業. 安全特別教育 修了証
- B □ 職長・安全衛生責任者 修了証
- C □ 豊田マネジメント「 高所. 感電 」修了証

申込書

年　　月　　日

フリガナ 名 前	生年月日	会 社 名	T E L	業 種	修了証 経験年数
	S. H				A B C 年
	S. H				A B C 年
	S. H				A B C 年
	S. H				A B C 年
	S. H				A B C 年

※ ハーネス型の実技教育指導は 事業主の責任で行います（ 安. 衛. 法 59条 ）

大成建設㈱名古屋支店
安衛協会員　各位

大成建設

2018年11月6日

大成建設㈱名古屋支店
安全・環境部長
安全衛生環境協力会会長

フルハーネス型墜落制止用器具使用者の特別教育の支店対応

標記の件、安衛法施行令の一部改正され、2019年2月から施行されます。さらにフルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、「法定の特別教育」が義務付づけられているため、当支店の対応として下記の通りとします。

記

1．特別教育の対象作業
フルハーネス使用職種および特別教育一覧表　・・・【別紙１（表-１）】
（表－１）の工事・作業欄に該当する工事は、2019年２月１日までに、フルハーネス型墜落制止用器具使用特別教育（表－１の凡例〇印）を受講する必要がある。

2．特別教育の法定科目（※教育に要する時間）　・・・【別紙２（表-２）】
（表－１）の凡例〇印に該当する専門工事業者事業主は、（表－２）の教育対象者パターンA（ア・イ）、B（ア）、C（ウ）、D（エ）に当てはまる学科教育（各受講時間）を実施しなければならない。名古屋支店としては、新規入職者への教育を踏まえると、講習対象となる時間を上記の『D（エ）』に統一し、２０１９年２月以降も事業主（教育担当者）が自社で特別教育を実施することを可能にする体制を構築する。

3　名古屋支店の教育方法

◆安衛協と大成建設の各講師が、建災防等教育機関の特別教育（６時間コース）を受講した後、安衛協各社の事業主等（教育実施者）に対して、講習の要点をレクチャーする。

◆安衛協各社（事業主）は、それを参考にして自社作業員および二次以降の作業員に対する講習を実施する。教材はいずれも「建災防版テキスト」を使用する。

◆実施予定日…【別紙A】の「申込書」に記載してある実施日を選択し、必要事項（青色部分）を記入し、大成建設㈱名古屋支店安衛協事務局にＦＡＸする。

4．講者名簿の作成　・・・【別紙３】
事業主は、安衛則第38条に定める「受講者氏名」と「受講科目」の記録を３年間残すことが義務付けられているので、添付【別紙３】を参考書式として活用していただきたい。

5．作業所の管理用ステッカー　・・・【別紙４】
大成建設㈱作業所は、管理用ステッカー（受講年月日と管理番号）をヘルメットの右前方に貼ることで特別教育受講済みの有無を確認するので、遺漏なきよう対応すること。（当社社員・作業員共通）

【問い合わせ先】大成建設㈱名古屋支店安全・環境部　小林室長 052-562-7558（直）

職長・安全衛生責任者教育
職長能力向上研修
年間16回開催。

大成建設㈱名古屋支店
安衛協会員　各位

大成建設㈱名古屋支店
安全・環境部長
安全衛生環境協力会会長

ヘルメットに張る

【ステッカー】<原寸>
φ35㎜

ピンク色

実寸

フルハーネス特別教育済
受講日　年　月　日
No.
大成

※A4用紙横、100%出力で
φ35㎜原寸サイズ

受講証明ステッカー

会社 1

【別紙A】

大成建設㈱名古屋支店安衛協（事務局）宛
ＦＡＸ０５２－５６２－７５５９

1．特別教育を受講する対象者
（1）【別紙１（表－１）】の工事・作業に該当する事業主は申し込むこと

（2）特別教育の対象時間は、【別紙２（表－２）】のＤ（エ）※とする。下表の「特別教育の実施日/時間」から希望日を選択する（青色部分に〇印）

※新規入職者への教育を踏まえると、講習対象となる時間を表－２の『Ｄ（エ）』に統一して、２０１９年２月以降も事業主（教育担当者）が自社で特別教育を実施することを可能にする体制にする。

2．希望する受講日

特別教育の実施日		希望日に〇印 第一希望	希望日に〇印 第二希望
2018年	１２月１７日（月）　９：００～１２：００		
	１２月２０日（木）　９：００～１２：００		
	１２月２１日（金）　９：００～１２：００		
	１２月２１日（金）１３：３０～１６：３０		
	１２月２５日（火）　９：００～１２：００		
	１２月２５日（火）１３：３０～１６：３０		
2019年	１月　９日（水）　９：００～１２：００		
	１月　９日（水）１３：３０～１６：３０		
	１月１１日（金）　９：００～１２：００		
	１月１１日（金）１２：３０～１６：３０		

受講者氏名（事業主/代理者）	

上記、講習会への参加を希望します。

3．特別講義の場所
◆大成建設㈱名古屋支店４８階大会議室
住　所：〒450-6047　愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4　ＪＲセントラルタワーズ４８Ｆ
ＴＥＬ：052-562-7558　／　ＦＡＸ：052-562-7559

申込日　：２０１８年　月　日

支部名（〇で囲む）：土木支部・躯体支部・仕上支部・設備支部・クレーン支部

会　員（〇で囲む）：正会員・準会員

貴社名：

担当者の役職/氏名：

担当者の電話番号：

今年5

フルハーネス型墜落制止用器具使用者の特別教育の支店対応

【問い合わせ先】大成建設㈱名古屋支店安全・環境部　小林室長 052-562-7558（直）

職種別

大成建設㈱名古屋支店
安衛協会員　各位

2018年11月6日

大成建設㈱名古屋支店
安全・環境部長
安全衛生環境協力会会長

（表－1）フルハーネス使用職種および特別教育一覧表

名古屋支店版

墜落・転落災害防止に向けた施策とフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の法改正

工事・作業	フルハーネス使用職種	特別教育
鉄骨工事	とび工	○
	鉄骨工	○
	溶接工	○
	デッキ工	○
	検査工	○
	計測工	○
	塗装工	○
足場組立解体	とび工	○
	合番者（ｼｰﾙ・塗装他）	○
土留支保工（切梁、腹起し）作業構台組立て解体作業	とび工	○
タワークレーン工事用ＥＶ組立解体	とび工	○
	オペ・指導員	○
型枠梁上・鉄筋梁上・一側足場上・抱き足場（水平ネットなし、親綱のみ）（端部墜落防止措置のあるブラケット足場は除く）	鉄筋工	○
	型枠大工	○
	墨出・計測大工	○

工事・作業	フルハーネス使用職種	特別教育
ゴンドラ作業	ゴンドラ設置工	○
	搭乗作業員	○
ロープ高所作業	ブランコ清掃工	○
高所作業車（5m以上）	各職	○
立体駐車場工事	立駐工	○
設備架台等高所設備作業	設備関係職種	○
屋根葺き	屋根葺き	○
解体工事	解体工	○
その他	本設EV組立	○
	杭打機組立	○
当社作業所担当		○

※高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合でフルハーネス型を使用して行う作業などの業務（安衛法第59条第3項に追加）

※特別教育の時間については【別紙2（表－2）】を参照すること

○印の職種については、「フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）使用作業特別教育」を2019年2月1日までに

■（表－2）フルハーネス型墜落制止器具使用作業の特別教育

【別紙2】

厚生労働省労働基準局長発翰　基発0622第1号（平成30年6月22日）

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」に基づく特別教育科目の省略

凡例　○：受講　×：省略

科目			範囲	時間	教育対象者パターン A（アイ）	B（ア）	C（ウ）	D（エ）
学科教育	1	作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1.0時間	×	×	×	○
	2	墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2.0時間	×	×	○	○
	3	労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.0時間	×	○	○	○
	4	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間	○	○	○	○
実技教育	5	墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間	×	×	○	○
				学科	0.5時間	1.5時間	3.5時間	4.5時間
				実技	0.0時間	0.0時間	1.5時間	1.5時間
				合計	0.5時間	1.5時間	5.0時間	6.0時間

・教育対象者パターン

ア：フルハーネス型の使用経験6ヶ月以上

イ：「足場の組立て等特別教育」または「ロープ高所作業特別教育」受講者

ウ：胴ベルト型安全帯の使用経験6ヶ月以上

エ：教育対象者パターン（A～B）に該当したいない者

注）「足場の組立等作業主任者技能講習」は該当しない

アイシン精機㈱ 連絡事項

外来工事安全作業実施要領を改定します

For a Better Tomorrow
AISIN GROUP

	主な改正内容
高所作業	安全帯を「墜落制止用器具」と改め、名称を「胴ベルト型」と「フルハーネス型」で統一する
	高所作業に使用する墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則とする
	高さ5mを超える場所での作業は「フルハーネス型」使用を必須とする
	高さ2m以上、5m未満の場所での作業は「胴ベルト型」の使用を認める
	有資格業務の中に「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を追記します
重量物	偏重心設備、もしくは移動中転倒の恐れがある設備には注意表示のラベルを貼り付ける
工事管理	工事管理基準を設け、作業危険度に応じてランク別で工事管理を実施する
	工事責任者の資格要件として、「ステップアップ研修」の修了者である旨を規程化する 但し、施行は2019年1月から、運用開始は2021年1月からとする

1-2 墜落制止用器具の使用

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育について

労働安全衛生法 第五十九条 3項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない

＜特別の教育受講と任命＞

1. 各社で教育を行い、修了者に対し業務実施のための任命を行う
2. 教育実施機関で教育受講した結果を事業者が認め、修了者に対し業務 実施の ための任命を行う

主な教育実施機関

- 建設業労働災害防止協会
- 各地の労働基準協会
- 中小建設業特別教育協会など

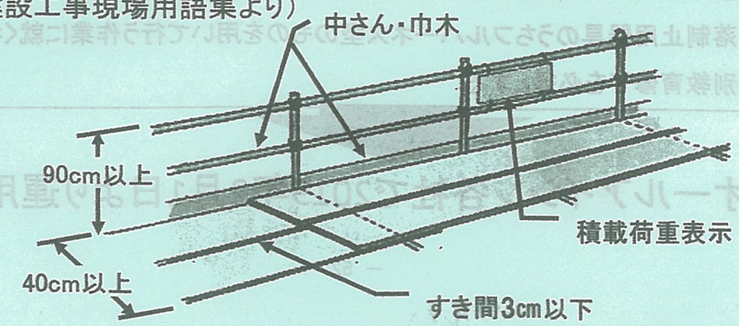
現在、「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の受講については大変混み合っている状況です
受講に困った際はこちらまでご連絡ください
アイシン精機㈱ 安全衛生環境部 安全グループ 中西、井上まで
電話番号 0566-24-8854

オールアイシン 冬季外来工事安全環境講習会

会社 3

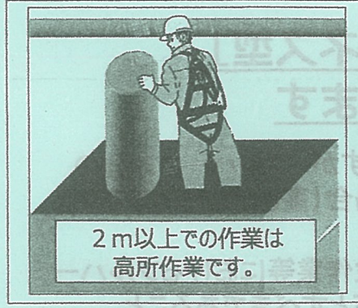
＜作業床の定義＞

足場の作業床、機械の点検台などの作業のために設けられた床をいう。
安衛則では、建設途上のビルの床部、屋上、橋梁の床版などの平面的な広がりを持った建設物などの部分で、通常その部分で労働者が作業することが予測されているものについても作業床とし、その上からの労働者の墜落を防止するための措置を定めている。
すなわち、地上からの高さが2m以上となっている作業床の端、開口部などであって、労働者が墜落する恐れがある箇所には囲い、手摺、覆いなどえお設けなければならないとなっている。
（土木・建設工事現場用語集より）



1-7-1 高所作業ルール順守の徹底

For a Better Tomorrow
AISIN GROUP



高所作業においてのルール違反
安全帯未使用、ヘルメット未着用等

違反者は
- 「短い時間だから」
- 「ついうっかり」
- 「ちょっとした移動だから」

この油断が災害を発生させます

高所作業時の重要ポイント



1－6　墜落制止用器具について

＜オールアイシンとして、今後の取り組み＞

	オールアイシン共通基準　※11/5オールアイシン外来工事分科会で決定
1	安全帯を「墜落制止用器具」と改め、名称を「胴ベルト型」と「フルハーネス型」で統一する
2	高所作業に使用する墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則とする
3	高さ5mを超える場所での作業は「フルハーネス型」使用を必須とする
4	高さ2m以上、5m未満の場所での作業は「胴ベルト型」の使用を認める
5	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に就く者は、特別教育修了を必須とする

※オールアイシン各社で2019年2月1日より運用開始

1－3　墜落制止用器具について

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。
但し、胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件を想定すると、5m以下とすべきであること。
これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3．「安全衛生特別教育」が必要です

新たに追加された特別教育「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）
教育時間　：　学科4．5H　実技1．5H

オールアイシン安全衛生研究会　会社4

フルハーネス型の適用について

アイシンＡＷでは下記内容に基づき外来工事におけるハーネス型安全帯の適用を進めます。

《5m以上の高所作業》
・2019年2月1日より、フルハーネス型の使用を必須とします

《2m以上5m未満の高所作業》
・2019年冬期連休より、フルハーネス型の使用必須を検討しています

《フルハーネス型特別教育について》
・ 2018年12月～2019年12月にかけて、アイシンAWにおいても外来工事業者様向けに特別教育を開催していきます。
外部機関（建災防、中災防等）の教育と併せてご活用ください。
※上記の詳細スケジュールについては次ページをご参照ください

フルハーネス型適用スケジュールについて

2019年2月1日　　冬期連休初日（2019年12月）

項目	2018		2019					…			2020		
	11	12	1	2	3	4	5	…	11	12	1	2	3
工事実施要領改訂				⊕ 2019年1月末改訂予定									
5m以上の高所	原則フルハーネス型			フルハーネス型必須									
2m以上～5m未満の高所	原則フルハーネス型										フルハーネス型必須検討中		
フルハーネス型特別教育（アイシンAW）			毎月定期的に実施予定										

弊社で実施するフルハーネス型特別教育については、別途ACTIVE21に情報を掲載しますのでご確認いただきますようお願いいたします。

会社 5

会員各位

30. 11. 8発

墜落制止用器具（安全帯）に関する法改正の対応について

トヨタG

平成30年11月8日
トヨタ自動車安全衛生協力会
総務委員会

労働安全衛生法等の改正により、広く使用されている「安全帯」についてその名称を「墜落制止用器具」に変更されるなど、安全帯の使用等に係る管理の変更または追加すべきことが生じました。つきましては、トヨタ構内作業におけるこれらの法改正後の対応を以下に示す方法で対処していただくこととします。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

[法改正に伴う対応事項（要約）]

1.「安全帯」の名称の変更
（1）トヨタ安協発行のテキスト類、通知書、作成資料等で使用する名称は以下とする。
① 安全帯 → 墜落制止用器具
② 胴ベルト型安全帯 → 胴ベルト型
③ ハーネス型安全帯 → フルハーネス型

2. 墜落制止用器具の使用
（1）高所作業において使用する墜落制止用器具は、「フルハーネス型」を原則とする。
（2）高さ（深さ）5mを超える場所での作業は、「フルハーネス型」使用を必須とする。
（5m以下の場所における作業では、「胴ベルト型」の使用も認める）

3. 安全衛生特別教育
（1）フルハーネス型安全衛生特別教育（法規定教育）は、全豊田指定の「高所作業資格取得教育」とは別物として扱う。

4. 実施時期
平成31年（2019年）2月1日より　2月1日より！

5. 経過措置
（1）安衛則附則（H30.6.19厚労省令第75号）の規定（経過措置）に基づくものとする。
但し、できる限り早期に新規定に適合する対応を図ること。

※ 厚労省ガイドラインでは、「法令用語としては『墜落制止用器具』となるが、建設現場等において従来からの呼称である『安全帯』『胴ベルト』『ハーネス型安全帯』といった用語を使用することは差し支えはない」としている。

2. 墜落制止用器具の使用
（1）高所作業において使用する墜落制止用器具は、「フルハーネス型」を原則とする。
（2）高さ（深さ）5mを超える場所での作業は、「フルハーネス型」使用を必須とする。
※ 厚労省ガイドラインでは、高さ6.75mを超える場合（建設業の場合は5m）を必須としているが、トヨタ構内作業での墜落制止用器具使用は工事作業を主とするため、建設業以外の業種であってもトヨタ構内作業で5mを超える場所での作業には「フルハーネス型」使用を必須とする。
（3）高さ（深さ）5m以下の場所における作業では、「胴ベルト型」を認めるが、トヨタ安協としては5m以下の場合においても「フルハーネス型」使用を推奨する。
（理由）① 作業場所の高さを管理することは困難。
（5mで制限して「胴ベルト型」を使用させても、5m超で作業が必要になった時に「フルハーネス型」に交換して作業に入るようなことは現実的に困難）
② 「フルハーネス型」を使用して墜落時に地面に到達しても、墜落姿勢からみて「胴ベルト型」使用時より「フルハーネス型」の使用時のほうが身体への影響は少ない。
③ 国際的にみても「フルハーネス型」が主流。
（4）墜落制止用器具は着用者の体重と装備品の重量によって使い分けること。
・85kg用、100kg用、100kg以上用（特注品）がある。
（5）ショックアブソーバはフックを掛ける位置により選別する。
・第一種ショックアブソーバ　：フックの位置が腰より高い場合に使用
・第二種ショックアブソーバ　：フックの位置が腰より低い場合に使用

3. 安全衛生特別教育
（1）高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、「フルハーネス型」を使用して行う作業をする者は安全衛生特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）受講が必要。
・「胴ベルト型」使用のみの場合は特別教育受講の対象外
・十分な知識と経験を有すると認められる者については学科・実技の一部の学科を省略できる
（2）全豊田指定の「高所作業資格取得教育」とは別物として扱う。
・全豊田高所作業資格取得教育・・・　高所作業者の全員教育
・フルハーネス型安全衛生特別教育・・（上記）　対象者が異なる
（3）全豊田高所作業教育では、フルハーネス型安全衛生特別教育にあるカリキュラムと類似する部分があるが、全豊田安全衛生研究会およびトヨタ安協としては、その類似部分の教育を「既受講分」として認めることはしない。（各社事業主が判断することはあっても良い）
従って、「全豊田高所作業テキスト」についても、特段、フルハーネス型安全衛生特別教育を意識した内容に再編することは考えない。
（4）トヨタ安協講習分科会によるフルハーネス型安全衛生特別教育は実施しない。　ない。

以 上

（H30.10.31　標準化委員会にて確認、　H30.11. 1　総務委員会にて決定）
（H30.11. 8　標準化委員会にて一部再確認）

1.「安全帯」の名称について
（1）トヨタ安協発行のテキスト類、通知書、作成資料等で使用する名称は以下のように統一する。
① 安全帯 → 墜落制止用器具
② 胴ベルト型安全帯 → 胴ベルト型　（正式には「胴ベルト型墜落制止用器具」）
③ ハーネス型安全帯 → フルハーネス型　（正式には「フルハーネス型墜落制止用器具」）
（2）教育講義や会員間の会話、現場での会話などでの呼称は制限しない（各人の判断）　各人の判断で
（3）会員各社での呼称を制限するものではない。（各社で判断）
（4）各社で使用・作成する書類・ビラ等（トヨタへの提出書類、報告書、作業要領書、手順書等を含む）においても（当面の間は）制限はしない。（各社判断）

各社判断で

厚生労働省安全衛生部
安全課

墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会

報告書

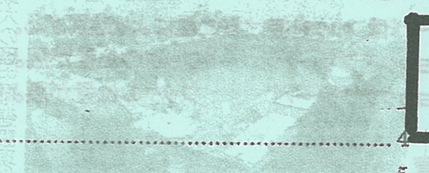
平成29年6月13日

墜落制止用器具の規格の概要（告示事項：参考）

安全帯　フルハーネス

※平成30年度に安全帯に関する法令の改正

● 安衛則等は、平成31年2月1日から施行する。



Ⅰ　開催要綱及び参集者 …… 4
Ⅰ　検討の経緯 …… 4
Ⅱ　検討結果 …… 5
第１　墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方 …… 5
第２　墜落防止用の個人用保護具の具備すべき技術的要件 …… 9
第３　墜落防止用の個人用保護具の使用に関する労働者教育のあり方 …… 18
第４　改正のスケジュール等 …… 22
墜落防止用の個人用保護具の規格に関する有識者ヒアリングについて …… 23
安全帯に関する文献レビュー結果 …… 25
Ⅴ　参考資料 …… 32

（全32ページ）

平成29年6月13日

検討会の内容　中間報告

（建設業　重気業　設備業）

㈱辻安全サービスセンター
所長　辻　宏夫
〒470-1402 愛知県知多市三井山2-8-1
TEL(0567)52-3755/FAX(0567)52-3757

Ⅰ　開催要綱及び参集者

1　趣旨

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ２メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等、代替の墜落防止措置も認められている。

この場合の安全帯として、我が国では胴ベルト型安全帯が使用される場合がある。しかし、胴ベルト型は着用者の身体を胴部だけで支持する構造であるため、身体捕捉時の衝撃による内臓の損傷、救出されるまでの宙づり状態下での胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる死亡災害が確認されている。

このような胴ベルトが有する危険性から、国際規格等においては胴ベルト型ではなく、着用者の身体を肩、腿などの複数箇所で支持する構造のフルハーネス型の保護具が使用されている。

こうした状況を踏まえ、本検討会では、墜落防止用の個人用保護具に関する規制の在り方について検討する。

2　検討事項

（１）墜落防止用の個人用保護具に関する国際的な動向及び災害事例
（２）墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方
（３）墜落防止用の個人用保護具の具備すべき技術的要件
（４）墜落防止用の個人用保護具の使用に関する労働者教育のあり方

○専門家検討会（平成28年11月～平成29年６月。６月13日公表）

専門家検討会設置の背景、検討事項等

検討会参集者

○印は座長

井上　均	日本安全帯研究会 技術委員長
臼井伸之介	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授
大木　勇雄	（一社） 建設産業専門団体連合会 （一社） 日本建設躯体工事業団体連合会 常任理事
岡本　浩志	（一社） 日本鉄鋼連盟 安全推進委員長
笹澤　宏剛	芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授
木戸　啓人	電気事業連合会 工務部長
堺　和雄	（一社） 日本造船工業会 安全衛生部会 主査
○豊澤　康男	（独） 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
日野　泰道	（独） 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 上席研究員
本多　敦郎	（一社） 日本建設業連合会 安全委員会 安全対策部 会長
最川　隆由	（一社） 全国建設業協会 労働委員会 委員
本山　謙治	建設業労働災害防止協会 技術管理部長

4　スケジュール

○専門家検討会（平成28年11月～平成29年６月。６月13日公表）

H28.11.8

⑥ 建設業界の声（鹿島安全部長）

日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長の本多敦郎委員（鹿島安全環境部長）は、自社の協力会社29社に対し実施した調査結果も報告。安全帯を会社支給としているのが20社、労働者の自己負担が9社で、安全帯は胴ベルト型が18社、フルハーネス型が4社、作業内容に応じ両型使用が7社と説明した。また、フルハーネス型使用はゼネコン指導によるものが7社で会社ルールが3社、建設現場では、作業内容に関係なくほとんどの労働者が安全帯を使っていることから、厚労省は検討会の中で「作業床を設けられないときの代替対策である安全帯の規制について検討する」ことを改めて強調した。

労働者教育については、ロープ高所作業で特別教育の実施が義務付けられているもの、安全帯に特化した教育が現在ないことから、各委員からは「事故防止にはよいこと」などと、労働者教育を強化する方向での発言が相次いだ。

国際規格との整合性では、厚労省の「安全帯の規格」が衝撃荷重8キロニュートン(N)以下だが、国際規格は同6N以下のため、この整合性などがポイントになる。検討会は、胴ベルト型安全帯使用による死亡災害が発生していること、国際規格などでフルハーネス型の安全帯を使っている状況を踏まえ、今後の安全帯規制のあり方などを検討する。

■行政情報

平成30年愛知の死亡災害発生状況（速報版）
死亡災害（速報値）増加傾向

愛知労働局

愛知労働局（局長　高﨑　真一）は，平成30年に発生した死亡による労働災害発生状況（平成31年１月７日現在速報値，確定値は同年3月末）について下記のとおり取りまとめた。

1　死亡災害の発生状況

平成30年の愛知県内における死亡災害は44人となった。死亡災害は，長期的には増減を繰り返しつつ，減少傾向を示しており，平成28年は過去最少となったが，平成29年，平成30年と２年連続して増加した。

特に平成30年における製造業の死亡者数は，平成29年の確定値に比べ倍増している。また，商業も大幅に増加している。平成30年の全産業の死亡者数は，平成29年同期速報値の40人と比較して10.0％の増加である。

【表１，グラフ１】（表１）

年		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
死亡災害	全産業	49	54	61	48	43	44	44
	製造業	18	17	14	7	9	11	20
	建設業	12	16	19	18	7	15	10
	陸上貨物運送事業	8	10	4	10	7	7	4
	商業	4	3	7	4	6	1	4

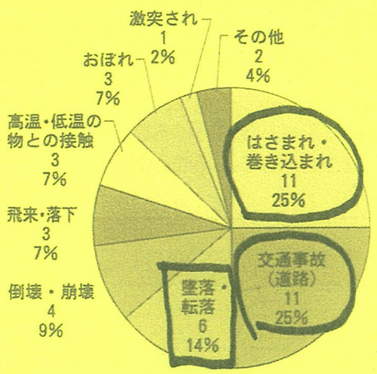
（平成30年は，平成31年１月７日現在速報値で未確定，平成24～29年は確定値）

3　事故の型別死亡災害発生状況

～はさまれ等と交通事故（道路）で50％を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
はさまれ・巻き込まれ	11	4	5		
交通事故（道路）	11	4		3	2
墜落・転落	6	4	1		1
倒壊・崩壊	4	3	1		
飛来・落下	3	3			
高温・低温物との接触	3	2	1		
おぼれ	3		1		
激突され	1		1		
その他	2			1	1
合計	44	20	10	4	4

平成30年　事故の別死亡災害発生状況（表３）



平成30年　事故の別死亡災害発生状況（グラフ３）

事故の型別での死亡災害発生状況については，グラフ３のとおり，全産業で，はさまれ・巻き込まれ，交通事故（道路）が最も割合が高く25％を占め，次いで墜落・転落が14％となっており，これら３つの事故の型で全体の64％を占めている。

製造業では，表３のとおり，はさまれ・巻き込まれ，交通事故（道路），墜落・転落が20％となっており，これら３つの事故の型で全体の60％を占めている。

はさまれ・巻き込まれは，減少傾向にあったが，今年は増加に転じた。

建設業では，若干減少しているが，はさまれ・巻き込まれ災害は50％を占めている。

陸上貨物では，交通事故（道路）が75％を占めている。

安全が第一



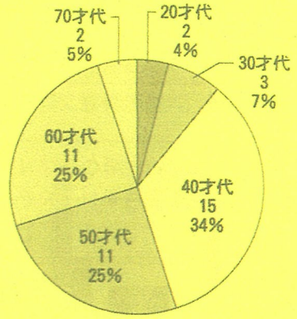
ご安全に

4　年齢別死亡災害発生状況

～40才代が最多の24％を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
19才未満					
20才代	2	1	1		
30才代	3		2	1	
40才代	15	7	3	2	
50才代	11	8	1	1	
60才代	11	4	3		2
70才以上	2				2
合計	44	20	10	4	4

平成30年　年齢別死亡災害発生状況（表４）



平成30年　年齢別死亡災害発生状況（グラフ４）

年齢別での死亡災害発生状況については，グラフ４に示すとおり，40才代が最も多く全体の34％を占め，次いで50才代，60才代となっている。40才以上の労働者で全体の89％を占めている。

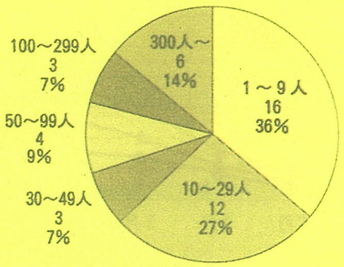
商業においては，表４のとおり40才以上の労働者が100％であり，製造業においても95％を占めている。

5　規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で70％を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
1～9人	16	7	6		3
10～29人	12	2	4	2	
30～49人	3	1			1
50～99人	4	3		1	
100～299人	3	1		1	
300～	6	6			
合計	44	20	10	4	4

平成30年　事業場規模別死亡災害発生状況（表５）



平成30年　事業場規模別死亡災害発生状況（グラフ５）

事業場規模別での死亡災害発生状況については，グラフ５に示すとおり，安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の70％を占めている。特に事業場規模30人未満においては全体の63％を占めている。

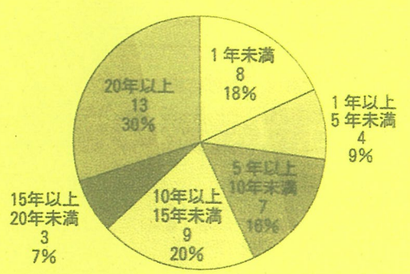
本年は，製造業で300人以上の大規模事業場において災害が増加した。

6　経験別死亡災害発生状況

～経験年数10年以上で56％を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
1年未満	8	4	2	2	
1年以上5年未満	4	1	1	1	1
5年以上10年未満	7	2		1	1
10年以上15年未満	9	5	3		1
15年以上20年未満	3	1	1		
20年以上	13	7	3		1
合計	44	20	10	4	4

平成30年　経験別死亡災害発生状況（表６）



平成30年　経験別死亡災害発生状況（グラフ６）

経験別での死亡災害発生状況については，グラフ６に示すとおり，経験年数10年以上の発生率が全体の56％を占めている。

特に製造業では，表６のとおり経験年数20年以上が35％を占めている。

元社長逮捕後も汚水流す

名古屋市 リサイクル工場使用停止

名古屋市港区の食品リサイクル工場「バイオプラザなごや」から未処理の汚水を名古屋港に流したとして水質汚濁防止法違反の罪で食品廃棄物リサイクル会社「熊本清掃社」（熊本市）と元社長が起訴された事件で、名古屋市は十四日、工場に対して十五日間の使用停止命令を出した。愛知県警が元社長らを逮捕した一月二十四日以降も、工場から基準値を超える汚水を海に流し続けていたという。

市によると、元社長の逮捕後、工場から排出される水の簡易検査を実施。水の汚れの指標となる化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の項目で高い値が出たため、一月三十日から専門機関による本格的な水質調査に切り替えた。

その結果、一月三十日～二月四日の計七回の検査のうち四回で県の基準値を上回り、最大で三・九倍に上った。汚水の処理施設が正常に稼働していないという。工場では未処理のまま汚水を海に流すのが常態化し、施設の整備がおろそかになっていたとみられる。

熊本清掃社は「担当者がいないのでコメントできない」としている。

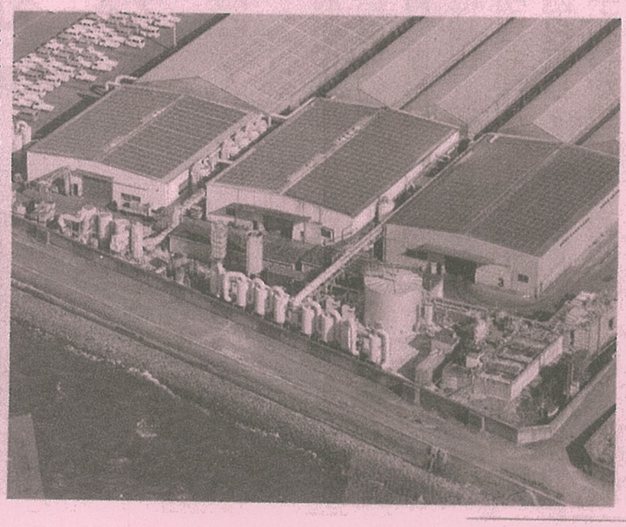
資源循環の流れに影

熊本清掃社は、生ごみの分別回収を模索していた名古屋市の誘致を受け二〇〇六年に市内へ進出。市は後に家庭からの生ごみの分別を断念したものの、事業系生ごみの資源化を呼び掛けており、市の年間排出量の四割近い二万七千㌧を堆肥化してきた同社は貴重なパートナーだった。

一日当たり七十㌧の事業ごみを受け入れてきた同社の業務停止により、市は当面、顧客らに近隣の処理業者を紹介する方針だが、いずれも処理能力は同社ほど高くなく、それぞれに顧客を抱えているため、一時的に焼却処分が増えることは避けられそうにない。

業務を再開しても顧客離れが予想される上、同社が有罪認定された場合には市の設置認可が取り消されるため、市は新たな事業所の誘致に向けた予備調査を始めている。市の担当者は「せっかく生まれた資源循環の流れは守りたいのだが…」と苦悩している。

生ごみ処理 名古屋市苦悩



元社長の逮捕後も汚水を海に流し続けていた「バイオプラザなごや」＝1月24日、名古屋市港区潮見町で、本社ヘリ「まなづる」から

時代の変化
法律の変化
現場の変化
人間の進化